

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フタバヤ長浜店 長浜市八幡中山町1141番地の1
- 2 意見の概要 長浜市からの意見
  - (1) 早朝および夜間の騒音発生に注意されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
  - (2) 縦覧期間 令和元年11月29日から令和元年12月30日まで